

介護保険制度の抜本的改革を求める意見書

介護保険制度は、2000年に「高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組み」として始まったが、要介護度に応じて利用できるサービスの範囲が決まってくる制度となっている。

国は、これまでの制度改正において、訪問介護における生活援助の時間区分を見直したことのほか、「要支援1・2」認定者に係る訪問介護・通所介護を国の所管事業から切り離し地域が実施する事業に移行させたこと、特別養護老人ホームの新規入居の対象者を原則「要介護3」以上に限定したこと、一定以上の所得のある利用者の負担割合を2割へ引き上げたことなど、様々な見直しを行ってきた。

さらに、本年4月には各市町村の自立支援、重度予防化の取り組みを実績評価し、評価に基づき財政的インセンティブを付与する規定を整備したほか、8月から年金収入等が340万円以上の者の負担割合を3割へ引き上げた。

こうした制度の改正は、利用者の負担増やサービスの利用制限につながっており、厚生労働省は、65歳以上の者の保険料について、現在の月額約5,500円から、2025年には約8,200円まで上昇するとしている。

よって、国会及び政府においては、介護保険制度を「必要な介護が保障される持続可能な制度」へと抜本的に改革するため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 介護保険料・利用料について、国として実効性ある減免制度をつくること。
- 2 国庫負担率を当面、25%から35%に引き上げること。
- 3 介護保険料・利用料の引き上げに連動させることなく、介護・福祉労働者の賃金上昇を図るため、介護報酬とは別枠の国費による賃金引き上げの仕組みを創設すること。
- 4 これまでの介護報酬の時間区分の見直しや報酬削減が介護労働者の離職等の一因であり、結果的にそのことが介護サービスの質の低下につながっている現状を踏まえ、改めて介護報酬を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年（2018年）10月31日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）民主市民連合、日本共産党及び改革所属議員全員並びに無所属坂本きょう子議員、市民ネットワーク北海道石川佐和子議員